

事業主の方、人事担当者の方へ

参加無料

専門家による

# 窓口相談会

人事労務・働き方に関するお悩みについて専門家（社会保険労務士）が相談に応じます



36協定の作成は  
どうしたらよいの？  
時間外労働の上限  
規制って？



**日時** 令和4年

**6月9日(木) 8月10日(水)**  
**10月13日(木) 12月8日(木)**  
**全日程 10:00~12:00**

**場所** 京ヶ瀬商工会

〒959-2123 阿賀野市姥ヶ橋660-5

相談対応者：  
新潟働き方改革  
推進支援センター  
登録専門家  
(社会保険労務士)

お気軽に  
ご相談ください！

- お申し込み方法** 下欄「窓口相談申込書」にご記入の上、FAX 025-278-3376へお申し込みください。  
日程が合わない方は個別相談も可能です。下記お問い合わせ先までご連絡ください。
  - お問い合わせ先** 京ヶ瀬商工会 0250-67-2743  
または 新潟働き方改革推進支援センター 0120-009-229  
〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目2-18 タチバナビル4F 3-B
- 主催：京ヶ瀬商工会／運営：新潟働き方改革推進支援センター

窓口相談申込書 FAX 025-278-3376（新潟働き方改革推進支援センター行）

事業所名

ご担当者名

相談希望日時

月 日

連絡先

相談内容（決まっていればご記入ください）

個人情報については当事業以外で利用することはありません。